

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年 12 月 27 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 坂上
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和 2 年度税制改正大綱 PartⅣ 納税環境整備

1. 国外財産調書制度等の見直し【所得税】

国外財産調書について、次の見直しを行う

(1) 相続国外財産に係る相続直後の国外財産調書等への記載をしないで提出することが出来る^{※1}

相続の開始の日の属する年の 12 月 31 日において有する国外財産に係る国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下「相続国外財産」という。）を記載しないで提出することができることとする。この場合において、国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定する（財産債務調書における相続財産についても同様とする）。

(注) 上記の改正は、令和 2 年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用する。

(注) この規定により国外財産調書に記載しないことが出来る相続国外財産に係る所得税に関し修正申告等があった場合の加算税の加重措置は、相続開始年の年分については、適用しない。

(2) 国外財産調書がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の見直し

相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合、国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置を適用する。なお、一定の場合にはこの規定の適用はないものとする。

(3) 過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書等の見直し

相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合の過少申告加算税の軽減措置及び加重措置の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書は、相続開始の日の属する年の前年、当年、翌年の 3 年分の国外財産調書とする（過少申告加算税の軽減措置については、財産債務調書における相続財産についても同様）。

(4) 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提出がない場合の加算税の軽減措置及び加重措置の特例の創設

国外財産を有する者が、国税庁等の当該職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類のうち、その者が通常保存し、又は取得することができると認められるもの（その電磁的記録又はその写しを含む。）の提示又は提出を求められた場合において、一定の期間内にその提示又は提出をしなかったとき（その者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）における加算税の軽減措置の適用はないものとし、加重措置の適用については、その加算する割合を 10%（適用前加算割合：5%）とする（（2）の場合には加算する割合を 5%とする）。

(注) 上記（2）から（4）までの改正は、令和 2 年分以後の所得税又は令和 2 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

2. 利子税・還付加算金等の割合の引下げ【所得税・法人税・相続税・贈与税】

利子税・還付加算金等の割合について、次の見直しを行う。

(1) 利子税の割合は、各年の利子税特例基準割合^{※1}が年 7.3%未満の場合には、その年中においては、次に掲げる利子税の区分に応じそれぞれ次に定める割合とする。

① 次の②以外の利子税：その利子税特例基準割合

② 相続税及び贈与税に係る利子税：これらの利子税の割合に、その利子税特例基準割合が年 7.3%に占める割合を乗じて得た割合（相続税の延納利子税については、不動産等の価額が課税相続財産額の 50%以上の場合における不動産に係る延納利子税割合は 0.5%等、その他の財産に係る延納利子税割合は 0.8%等、50%未満の場合には 0.9%等となります。）

(2) 納税の猶予等の適用を受けた場合（延滞税の全額が免除される場合を除く。）の延滞税の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合^{※1}が年 7.3%未満の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合とする。

(注) 上記（2）以外の延滞税の割合については、従前どおりの割合とする。

(3) 還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合^{※1}が年 7.3%未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とする。

(4) 利子税・還付加算金等の割合について 0%となることのないよう下限を整備するほか、所要の措置を講ずる。

※1 平均貸付割合^{※2}に年 0.5%（現行：1%）の割合を加算した割合。

※2 各年の前々年の 9 月から前年の 8 月まで（現行：前々年の 10 月から前年の 9 月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日まで（現行：12 月 15 日まで）に財務大臣が告示する割合。

(注) 上記の改正は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用する。